別紙1

処　分　基　準

平成６年１０月１日作成

法　令　名：火薬類取締法	
根　拠　条　項：第25条第３項	
処　分　の　概　要：猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し	
原権者（委任先）：石川県公安委員会	
法　令　の　定　め： 火薬類取締法第25条第１項（消費）、同第50条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則）	
処　分　基　準： 爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取消すものとする。	
問い合わせ先：石川県警察本部生活保安課保安係（☎62-1161 内線2423）	
備　考：	

076

170